

私たちのこくほ

健康の広場

山形県建設国民健康保険組合

山形市北町三丁目1番7号

TEL 023 (666) 7727

FAX 023 (681) 6607

HP <http://yamaken-kokuho.or.jp/>

E-mail info@yamaken-kokuho.or.jp

「就労形態・業務内容・労災加入 状況申告書」 ご記入のお願い



今年度も、全ての組合員の方を対象とした「就労形態・業務内容・労災加入状況申告書」の調査を実施いたします。当組合は、母体組合である建設労働組合に加入し、建設関係の仕事に従事している職人さんのための国民健康保険組合（以下「国保組合」という）です。

しかしながら、一部の建設国保組合が異業種の方を故意に加入させ、国庫補助金を多く受け取っていたことが明るみになり、厚生労働省は全ての国保組合に対して組合員の加入資格の調査を徹底するよう指示を出しました。

なお、国保組合の財政の一部は国からの国庫補助金でまかなわれておりますが、健康保険適用除外の承認を受けた事業所の事業主・役員・従業員への国庫補助金の割合は、他の一般被保険者の約半分とかなり低くなっているため、厚生労働省や会計検査院は、国保組合に過分に補助金を交付していないかどうか、定期的に厳しく調査しており、実際に他県では多額の補助金を返還することになった国保組合もあります。

申告書を提出していただく時期は、例年どおり被保険者証の切り替え時（8月）の前とします。また、必要に応じて「建設業に従事する者であることを証明する書類」を追加で提出をお願いする場合があります。

調査の詳細につきましては、所属する組合（支部）を通じて、改めてお知らせいたします。

私たちの建設国保組合を守るための重要な調査となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



適用除外承認事業所の一斉調査について

健康保険（協会けんぽ）の「適用除外」の承認を受けた法人（個人）事業所については、厚生労働省ならびに会計検査院の指導により、事業所の実態を把握し、適正に管理するよう求められております。

そこで今年度も、該当する全ての適用除外承認事業所より、平成29年度分の「標準報酬月額決定通知書」を提出いただく一斉調査を行います。

調査時期は、昨年同様10月とし、各事業所へ直接、調査の関係書類を送付する予定です。

ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



こんな場合は「健康保険適用除外承認」の申請手続きが必要です！

<p>5人以上個人事業所 法人事業所</p>	<p>すでに適用除外の承認を受けて建設国保組合に加入している法人事業所または常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所が、新しく従業員を雇用し、建設国保組合に加入させる場合</p>		<p>建設国保組合の支部および年金事務所において、健康保険適用除外承認申請の手続きをして下さい。なお、加入者の雇入れ年月日を確認させていただきますので、申請書には、<u>雇用保険の資格取得通知書（事業主控え）</u>等を添付して下さい。</p>
<p>一人親方 個人事業所</p>	<p>すでに建設国保組合に加入している方が、新たに法人事業所に経営形態を変更する場合</p>		<p>建設国保組合の支部および年金事務所において、健康保険適用除外承認申請の手続きをして下さい。なお、会社設立年月日を確認させていただきますので、<u>申請書には会社の登記簿謄本</u>を添付して下さい。</p>
<p>一人親方 従業員</p>	<p>すでに建設国保組合に加入している方が、法人事業所または常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所に就職し、そのまま建設国保組合に加入したいという場合</p>		<p>建設国保組合の支部および年金事務所において、健康保険適用除外承認申請の手続きをして下さい。なお、雇用された年月日を確認させていただきますので、<u>申請書には雇用保険の資格取得通知書や雇入れ通知書等</u>を添付して下さい。</p>

「適用除外の事業所」について

隣接県の宮城・秋田・福島・新潟の四県以外の都道府県にお住まいの従業員の方は、当国保組合に加入できません。

その方は、協会けんぽ等の加入になります。（事業所内で当国保組合加入者と協会けんぽ加入者が混在することとなります。）

<社会保険未加入の作業員の現場入場について>

国土交通省より

「平成29年以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとすべきである」

（下請指導ガイドライン）

適切な保険とは…協会けんぽ（社会保険）＋厚生年金加入ですが
建設国保の健康保険＋厚生年金（法人事業所従業員）
建設国保の健康保険＋国民年金（一人親方）でも〇

みんなで防ごう! “受動喫煙”

—たばこの煙による健康被害は、“吸う人”だけでなく“吸わない人”にも影響を及ぼします—

受動喫煙とは

たばこから直接出る煙（副流煙）や 喫煙時に喫煙者が吐く息に混じった煙（呼出煙）を周囲の人が吸い込むことです。副流煙には喫煙者が直接吸いこむ主流煙よりも多くの有害物質が含まれています。

受動喫煙による周囲への健康被害

受動喫煙による周囲への健康被害は、科学的に明らかになっています。受動喫煙による年間死亡数は約1万5千人（肺がん2,480人/虚血性心疾患4,460人/脳卒中8,010人）（※）と推計されており、受動喫煙防止の早急な対策が求められます。

※「厚生労働科学研究費補助金たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書より



Q & A

Q ベランダで吸えば大丈夫？

A サッシや窓の隙間から室内に煙が流れ込むほか、喫煙者が室内に戻ってから吐く息の中にも有害物質が含まれるので、受動喫煙を防ぐことはできません。集合住宅などの場合、周囲の住民も影響を受ける可能性があります。

Q 換気扇や空気清浄機があれば大丈夫？

A たばこの煙の成分の多くは気体ですが、気体は空気清浄器を素通りしてしまうため、有害な物質を取り除くことはできません。



Q 飲食店などで喫煙席と禁煙席が分かれば大丈夫？

A 喫煙場所から煙が流れ出ないように対策をしていないお店では、禁煙席を利用していても受動喫煙は防げません。

受動喫煙を防ぐために

- ◆ “吸う人”も“吸わない人”も受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての理解を深めましょう。
- ◆ 喫煙者は医療保険適用となる禁煙外来を積極的に活用して禁煙治療をしましょう。



山形県・山形県保険者協議会

※山形県保険者協議会とは、県内の医療保険者により被保険者の健康保持増進と円滑な事業を行うために設立された団体です。





70～74歳の方 「高齢受給者証」の更新について



70～74歳の方が医療機関等を受診する際は、保険証と一緒に高齢受給者証を医療機関の窓口にて提示をお願いしています。

高齢受給者証は、国の定めにより毎年8月1日が更新となっており、6月中旬から7月上旬に高齢受給者証の更新のため、「所得と課税が記載されている証明書」をご提出いただき、一部負担金の割合の判定を行います。まだ証明書等を提出されていない方は、所属の支部（組合）へ提出してください。

なお、カード化になり、保険証と同じ大きさとなっていますので、なくさないようご注意ください。

新しい高齢受給者証の色は、緑色です。

新しい高齢受給者証が届きましたら、有効期限の過ぎた黄色の高齢受給者証は、支部に返還していただくかはさみ等で裁断の上、破棄してください。

古い高齢受給者証は、8月以降は使用しないようお願い申し上げます。



インフルエンザ予防接種補助金の 申請は行いましたか？

申請していない方は、領収書（原本）と接種済証明書または母子手帳（写し）で申請できます。

資格取得後6ヶ月以上経過した方が対象となります。

なお、65歳以上の方は、予防接種法の適用により対象外※となります。

わからないことがありましたら、建設国保組合（023-666-7727）までお問い合わせください。



※市町村等からの補助があるため、対象外になります。



健康家庭についてのお知らせ

平成29年8月1日から1年間医療機関等（接骨院・鍼灸を含む）を受診しなかった世帯の健康家庭表彰は、世帯全員（学生児童等を除く）が健診（特定健診）を受けている世帯が対象となります。

編集後記

▼今年度も「就労形態・労災加入・業務内容調査」を実施しますので、ご協力お願いいたします。

▼6月は梅雨の時期ですので、体調管理には十分注意してください。（西）